一般確定申告相談日程表

税務住民課

◆受付時間…午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時
※受付開始1時間ほどは大変混み合いますので、ご留意願います。
◆会　場…役場2階会議室
※お身体の不自由な方は、遠慮なく1階税務住民課にご相談ください。

	日　程	自治会　・　町内会名
2月	21日（金）	美利河、花石、中里、住吉、上種川、種川宮前、種川駅前
	25日（火）	中種川、下種川、奥種川、金又、下メップ高台、稲穂地区、光台、御影
	26日（水）	豊受、南豊受、田代地区、八鈴、八束地区、白石地区
	27日（木）	金原地区、鈴金地区、春日井、豊田地区
	28日（金）	トマンケシ地区、イマヌエル、神丘地区、鈴岡地区、日進
3月	2日（月）	高美町、日の出町、東町
	3日（火）	八幡町、本町、昭和町、旭町、栄町
	4日（水）	大和町
	5日（木）	末広町、緑町
	6日（金）	南町、商工団地
	9日（月）	南栄町
	10日（火）	寒昇、曙町
予備日	3月11日(水) ～13日(金) 3月16日(月)	※居住する地区の相談日に来れなかった方や、申告が済んでいない方はお気軽にお越しください。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税及び復興所得税の確定申告をする必要はなくなっております。

{留意点}
①なお、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、従来どおり確定申告書の提出が必要となります。
②ただし、この場合でも住民税の申告は必要となりますので、控除に関する書類と印鑑をご持参のうえ、相談会場までご来場願います。

医療費控除を受けるための手続き

平成30年度（平成29年分）以降の申告から、医療費領収書添付の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

●税務署へ提出する書類

書類の名称	書類の例示等
医療費控除の明細書	明細書は国税庁ホームページ・税務署・役場などで入手することができます。
医療費通知 ※医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせなど）を提出すると、明細書の記入を省略できます。	※次の項目が記載された医療費通知に限ります。 ①被保険者等の氏名　②療養を受けた年月 ③療養を受けた者　④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合があります。）
※平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付によることもできます。

【問合せ】　八雲税務署　☎0137-63-2148　　税務住民課　☎82-0111

手洗い・マスク・ワクチン接種

農地耕作条件改善事業についてお知らせします

農林振興課

町では、農地の区画拡大・暗きょ排水等工事の要望を随時受け付けております。

主な事業内容は、区画拡大 5.5 ～ 12.5 万円 /10a（田差等により変動）、暗きょ排水 16 万円 /10a の定額助成、用排水路・農地造成等は 55% の定率助成となっており、事業費と助成額の差額が自己負担額となります。工事を希望される方は、農林振興課までご連絡ください。

※ただし、国営緊急農地再編整備事業の受益地となっているほ場は要望できませんので、ご注意ください。

◎自己負担額の目安
区画拡大　（田）：１万～４万円 /10a（突き均し工法、令和元年度実績値）
暗きょ排水（畑）：1.5 万～６万円 /10a、平均 2.5 万円 /10a（令和元年度実績値）
暗きょ排水（田）：10 万円以上 /10a
※自己負担額は、ほ場の形状や田差等により大きく変動します。

●希望内容　令和〇〇年度（以降）に、どこの農地を、どんな工種（区画拡大、暗きょ排水等）で、〇〇〇ａ　など

【問合せ】農林振興課　耕地林務グループ　☎ 82-0111

今金町農業委員会の委員を募集します

農業委員会

現在の委員の任期満了に伴い、次期の委員候補者を募集します。

●農業委員の業務
(1) 農地法の権限事務の審査及び決定
（農業委員会総会、研修会への出席、現地確認等）
(2) 農地等の利用最適化を推進する業務
（農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する業務等）
(3) 法人化その他の農業経営合理化に関する業務
(4) 農業一般に関する調査及び情報提供の業務

●推薦及び応募について
(1) 地区からの推薦
農業者等３人以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。
(2) 団体からの推薦
農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。
(3) 一般応募

●推薦・応募の資格
(1) 今金町に住所を有する者を基本とし、町外に住所を有する者も妨げない。
(2) 今金町が設置する他の執行機関の委員でない者
(3) 今金町の職員でない者
※推薦及び応募の対象でない者
①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
②禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

●推薦・応募の農業委員数
15 名

●推薦・応募の方法
所定の様式に必要な事項をご記入のうえ、農業委員会事務局へ持参または郵送願います。
なお、書類については農業委員会窓口にて配布若しくは今金町のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

●推薦・応募の期間
令和２年２月 17 日～令和２年３月 16 日

●選任方法
推薦・応募の理由、年齢、性別、経歴等を考慮し、今金町農業委員候補者評価委員会において審査を行い、町長が議会の同意を得て任命します。
なお、法律により農業委員の構成は、利害関係のない者を１名以上及び認定農業者が過半数であることが条件となっています。

●農業委員の任期
令和２年７月 20 日から令和５年７月 19 日まで

●推薦・応募者の公表
推薦を受けた者や応募者については、法律により応募受付期間中及び受付終了後に氏名・年齢・職業等をホームページなどで公表します。

●お問合せ・書類提出先
農業委員会事務局　☎ 82-0111

高齢者専用バスカードの利用終了について

平成 29 年度まで実施しておりました「今金町高齢者交通料金助成事業」で購入された高齢者専用バスカードについては、**令和２年３月31日をもって利用期間が終了し、４月以降にバスをご利用される場合は現金またはＩＣカードでの支払いのみとなります。**また、高齢者専用バスカードの残額については払い戻しができませんのでご注意ください。

【問合せ】　まちづくり推進課　☎ 82-0111



●インフルエンザ流行中！対策は